

鹿児島市クリエイター活用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の都市機能の集積を生かし、製品等の高付加価値化の促進や新たな価値を創造するクリエイティブ産業の振興を図るとともに産業集積を促進するため、市内の法人又は個人事業主が、事業にクリエイティブの要素を取り入れ、商品やサービス等の開発や改良をするために、別に定める鹿児島市内のクリエイター（以下「市内クリエイター」という。）に発注する業務に対し、予算の範囲内で鹿児島市クリエイター活用促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に定める全ての要件に該当する者とする。

- (1) 本市に本店を有する法人又は本市に住所を有する個人事業主で、市内クリエイターに業務を発注しようとする者
- (2) 納期の到来している市税に滞納がない者

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者は補助対象者としない。

- (1) 鹿児島市暴力団排除条例（平成26年鹿児島市条例第4号）第2条第1項に規定する暴力団及び同条第2項に規定する暴力団員
- (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- (7) 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等

(補助対象者の決定)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める方法により応募しなければならない。

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が有する又は新しく開発する商品、サービスや販促物(広告物、ウェブサイト等)について、市内クリエイターとの間で受発注が成立した業務に係る経費とする。ただし、両者間において直近3年以内に同等の受発注実績がある場合を除く。

- 2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含まないものとする。
- 3 補助対象経費について、他の機関又は制度における補助金等の交付を受けた場合、若しくは交付が決定している場合は補助対象外とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、第4条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額で、20万円を限度額とする。

- 2 前項の規定により補助金の額を算定する場合において、その額に1千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 同一の補助対象者に対する補助金の交付は、同一年度内において1回に限るものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項に規定する補助金の交付の申請は、補助を受けようとする事業に着手するまでの間に行うものとする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金の交付の申請を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除することができる部分の金額に第5条の規定により算出した補助金の額を補助対象経費の額で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
- 3 市長は、規則第5条に規定する補助金の交付決定を行うに当たっては、前項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額してなされた交付申請については、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。
- 4 市長は、第2項ただし書の規定により消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額しないで補助金の交付の申請を行った補助事業者については、補助金の額の確定を行うまでの間において、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになったときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に相当する額を減額した額を補助金の額として確定する旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に定める市長が定める期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日とする。

(補助事業計画変更の承認等)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた後において、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(1) 総事業費の20パーセントを超える増減

(2) 補助事業の内容(ただし、補助事業の目的等に関係がない事業計画の細部の変更であると認める場合を除く。)

(実績報告)

第9条 規則第14条に定める実績報告書の提出は、補助事業の完了日から起算して30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までとする。

2 補助事業者は、規則第14条に規定する実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、その旨及び額について報告しなければならない。

3 補助事業者は、事業が完了した後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

4 市長は、前項の規定による報告があった場合において、当該確定した補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が補助金の確定時における補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を超えるときは、当該超える額に相当する額の返還を命ずる。

(関係書類の保存)

第10条 補助対象者は、規則第11条の書類、帳簿等を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年8月13日から施行する。